

除雪業務委託契約書(案)

新潟県立妙高病院(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、新潟県立妙高病院及び職員宿舎構内の除排雪業務について、次の条項により委託契約を締結する。

(目的)

- 第1条 甲は、新潟県立妙高病院及び職員宿舎構内の除排雪業務(以下「業務」という。)を乙に委託し、乙は、誠実に業務を行うものとする。
- 2 業務の範囲及び業務処理の基準は仕様書による。

(費用の負担)

- 第2条 前条に定める作業に必要な機械及び機械の修繕、燃料(軽油)オイル等にかかる経費は、乙の負担とする。ただし、甲が所有し乙に使用させる小型ピーターにかかる経費は甲の負担とする。

(委託期間)

- 第3条 この契約の期間(以下「委託期間」という。)は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。
- 2 乙は委託期間中、道路運送法に基づく検査に合格し、登録を受けた除排雪機械を使用するものとする。

(契約保証金)

- 第4条 契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(権利の譲渡等の制限)

- 第5条 乙は、この契約に定める権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に定める業務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(再委託の制限)

- 第6条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(損害の負担)

- 第7条 乙は、除排雪作業の実施により第三者に損害を及ぼした場合の補償については、乙がこれを一切負担するものとし、乙の管理に係る人身及び機械の損害についても同様とする。また、甲の施設に損害を及ぼした場合も同様とする。
- 2 乙は、前項により第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(検査)

- 第8条 甲は、必要の都度検査を行い、現地検査の結果不合格と判断したときは、乙に補正を命ずることができる。
- 2 乙は、補正を命じられたときは遅滞なく補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。
- 3 第1項の検査及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(委託料)

- 第9条 業務の委託料は以下のとおりとする。

- 1 請求金額の積算にあたっては、仕様書2により算定すること。
- 2 乙は、前項に基づく委託料について、1か月分をまとめて翌月10日までに甲に請求するものとする。甲は、作業の履行を確認のうえ、末日までに支払うものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反した時または、契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
- (2) 乙が故意または、重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- 2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、その補償を請求できないものとする。

第10条の2 甲は、前条第1項の規定によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。))。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。))。
- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
- 2 乙は、前条第1項又は前項の規定によるほか、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。))が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。))が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号の

いずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(疑義等の決定)

第12条 この契約について疑義が生じた時または、この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年11月6日

新潟県妙高市大字田口147番地1
甲 新潟県立妙高病院
院長 岸本 秀文

乙